

平成 8 年告示第24号（騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）等の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正（平成24年 8 月22日公布、関係部分は平成27年 4 月 1 日施行）に伴い、新たに「幼保連携型認定こども園」が子育ての支援を行う施設として追加されました。

これに伴い、騒音及び振動による影響に特に配慮しなければならない施設として、「幼保連携型認定こども園」を追加する必要があることから、国において特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件等が公示されました。このことに鑑み、本市においても平成 8 年告示第24号（騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）等の一部を改正し、騒音及び振動による影響に特に配慮が必要な施設として「幼保連携型認定こども園」を追加する予定です。

2 改正の内容

金沢市では、市長が定めるところより、特定建設作業及び特定施設に係る騒音及び振動について、学校、保育所、病院、図書館等から一定距離の区域内において規制基準が設けられています。

平成27年度より「幼保連携型認定こども園」が規定されたことに伴い、同施設についても学校や保育所等と取り扱いを同じにする必要があるため、「幼保連携型認定こども園」から一定距離の区域内を規制区域として、次の告示に追加します。

- ・平成 8 年金沢市告示第24号（騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）
- ・平成 8 年金沢市告示第25号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定による区域の指定について）
- ・平成 8 年金沢市告示第28号（振動規制法の規定による指定地域に係る時間の区分および区域の区分ごとの規制基準について）
- ・平成 8 年金沢市告示第29号（振動規制法施行規則の規定による区域の指定について）

3 施行日

平成27年11月24日（予定）